

検定職種	作業名	職種番号	作業番号	実技試験日			学科試験日	受検手数料		
				製作等作業試験	判断等試験	計立案等作業試験		実技試験		学科試験
								減免対象外 (高等学校等の在校生)	減免対象者 (高等学校等の在校生)	
機械加工	※フライス盤	006	040	◎	—	—	7/15 (AM)	円 17,900 (11,900)	円 8,900 (2,900)	円
	※平面研削盤		120							
	※マシニングセンタ		230							
仕上げ	※機械組立仕上げ	012	030	◎	—	—	7/15 (PM)			
機械検査	※機械検査	013	010	◎	—	—	7/15 (PM)	14,900 (9,900)	5,900 (2,900)	
電子機器組立て	※電子機器組立て	015	010	◎	—	—	7/15 (AM)	17,900 (11,900)	8,900 (2,900)	3,100
建築大工	大工工事	038	010	◎	—	—	7/15 (PM)			
左官	左官	041	010	◎	—	—	7/15 (AM)			
ブロック建築	コンクリートブロック工事	043	010	◎	—	—	7/15 (AM)			
化学分析	※化学分析	056	010	◎	—	—	7/15 (AM)			
塗装	※金属塗装	060	030	◎	—	—	7/15 (PM)			
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ	061	030	◎	—	—	7/15 (AM)			
フラワー装飾	フラワー装飾	119	010	◎	—	—	7/15 (PM)			

受検申請に係る注意事項

(1) 本人確認書類の貼付について

受検申請時、本人確認書類として、次のいずれかの書類の写し等を受検申請書裏面の本人確認書類貼付欄に貼付して下さい。(本人確認書類の貼付がなければ、受検申請をお断りします。)

- ① 運転免許証、個人番号カード（個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること）、その他の日本の官公庁が発行した身分証明書（氏名及び生年月日が確認できるもの）
- ② 特別永住者証明書、在留カード
- ③ 健康保険被保険者証
- ④ 生徒手帳、学生証（氏名及び生年月日が確認できるもの）
- ⑤ 外国政府が発行した旅券（写真欄及び日本国査証欄）

(2) 実技試験受検手数料の減免措置について

次の要件を全て満たす場合、実技試験受検手数料の減免措置が受けられます。

- ① 2級又は3級の実技試験を受検する者。
- ② 35歳未満の者。(実技試験実施日が属する年度の4月1日において、35歳に達していない者)
- ③ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者。

(3) 作業名の※印は、設備の都合で、実技試験の人員に制限枠があり、先着順に受理します。

(4) 受検者が少ない場合は、実技試験を実施しないことがあります。

(その場合は、近隣府県における受検についてご相談を承ります。)

(5) 1級製缶・構造物鉄工・曲げ板金・変圧器組立て・建設機械整備の実技試験当日、ガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証を持参しないと受検ができませんので注意して下さい。

(6) 製缶・製造物鉄工の実技試験当日、アーク溶接等の作業に関し、労働安全衛生法に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書が必要です。

(7) 金属プレスの実技試験当日、動力プレス機械の金型の取り付け等の作業に関し、労働安全衛生法に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書が必要です。

(8) 工作機械用切削工具研削の実技試験当日、研削といしの取替え等の作業に関し、労働安全衛生法に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書が必要です。